

カルストの風



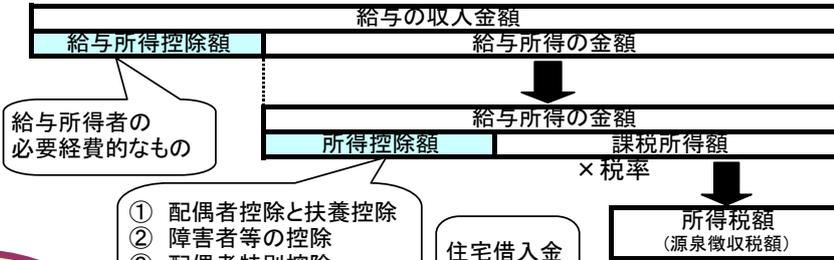
平成21年10月発行
美祿市学校事務共同実施会
じむだより
第8号伊佐於福グループ担当

2学期も早半ば・・・行事が多くお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。
紅葉の季節となり、その美しさには一瞬あただしさから解放されるのではないのでしょうか。
今回の「カルストの風」では、「年末調整」と「旅費の改正」について取り上げてみました。

年末調整の時期になりました。

これまで源泉徴収された所得税を
この年末調整で精算します。

まず、所得税について・・・
給与所得者の所得税はどのように計算されるのでしょうか？



- ① 配偶者控除と扶養控除
- ② 障害者等の控除
- ③ 配偶者特別控除
- ④ 各種の保険料控除

住宅借入金
等特別控除

災害、盗難にあった
場合や多額の医療費を
支払った場合は確定申
告すると所得税が返っ
てくる場合があります。

提出書類と記入要領について

【参考】住宅借入金等特別税額控除について
(対象:平成11年～18年、21年～25年の間に入居した方)
国税(所得税)から地方税(住民税)への税源移譲が行われたことにより、所得税の額から住宅借入金等特別控除額を控除できない場合は、翌年分の住民税から控除できる場合があります。詳しくは、お住まいの市町窓口にお尋ねください。

提出書類	提出する人	記入要領	提出期限 ※
平成21年分 扶養控除等 申告書	全 員	<input type="checkbox"/> 変更がなければそのまま提出 <input type="checkbox"/> 平成21年中に内容に異動があった場合、朱書きで訂正 (住所変更・結婚・出生・就職など) <input type="checkbox"/> 「所得の見積額」は、年末までの正確な見積金額を記入 (給与で103万円、年金で158万円を超えると該当しない) <input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢16歳以上23歳未満の人 <input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢70歳以上の人 <input type="checkbox"/> 同じ世帯に2名以上所得者がいる場合、D欄を記入	月
平成22年分 扶養控除等 申告書			
配偶者特別控除 配偶者料21 控除年 除分申 告書書 兼 配偶者特別 控除	該 当 す る 人	<input type="checkbox"/> 生命保険・個人年金・地震保険料等は証明書を添付 (保険料9,000円未満の生命保険は証明書省略可) <input type="checkbox"/> 社会保険料のうち国民年金(大学生等)は、市町が 発行する証明書を添付 <input type="checkbox"/> 保険料控除の計算は円未満切り上げ	日 (曜 日)
平成21年分 住宅取得等 特別控除 申告書		<input type="checkbox"/> 配偶者の給与が103万円超141万円未満の場合該当 (「配偶者控除」の該当者は、「配偶者特別控除」には 該当しない) <input type="checkbox"/> 配偶者の収入を正確に見積もる	
平成21年分 住宅取得等 特別控除 申告書	該 当 す る 人	<input type="checkbox"/> 金融機関・共済・互助会の発行した『借入金の年末残高 等証明書』を添付 (参考) 1年目は税務署で確定申告をする 2年目から年末調整で控除を受ける	日 (曜 日)
平成21年分 住宅取得等 特別控除 申告書			

◆旧長期損害保険料の取扱いについて

損害保険料控除は地震保険料控除に変更となりましたが、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(満期返戻金があり、保険期間が10年以上のもの)については、地震保険料控除の対象となる金額に含めることができます。

◆住宅の省エネ改修工事(断熱材改修工事又は特定断熱改修工事)に係る住宅借入金等特別控除の創設について

住宅を省エネのために改修し、そのための借入金がある場合は、特定増改築等住宅借入金等特別控除として、その年の所得税の額から控除されます。

10月から

旅費が変わりました!!

◎旅費の簡素化 ◎省略化 ◎実費化 を目的に旅費条例が変わりました。
それに伴い、『旅行命令・依頼簿』の備考欄への記入事項も少し変わりました。



主な改正点

- ①旅費の支給が見込まれない旅行は、校長の判断により、口頭で旅行命令 & 復命を行うことができるようになりました。(美祢市の服務規程の改正はまだです。)
- ②車賃が1kmにつき30円となりました。(以前:37円)
- ③通信費等を必要としない県内旅行(路程100km未満の県外旅行を含む。)は、旅行雑費の支給がなくなりました。
- ④用務地までの最短経路が2km未満の場合と徒歩、自転車の場合は、旅費は支給されなくなりました。
- ⑤一定の要件の下、直行(自宅発)・直帰(自宅着)の旅行が認められるようになりました。(事前に校長の承認が必要です。) その場合、距離に応じて旅費が調整されます。

平成21年10月1日からです!

旅行命令・依頼簿 記入上の留意点

住所又は居所		〇〇市〇〇123番地					
氏名	〇〇△△	職 務 及 又 給	の 号 給 は 料 月 額	年 月 日	級	号 給 円 給 円	
用務先	〇〇市	旅行者 の印	備考	<input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅 ↓(8.8)km 会場(美祢市民会館) ↓(3.7)km <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 別途支給・主催者負担有	手段	<input checked="" type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 交通機関 <input type="checkbox"/> 貸切バス <input type="checkbox"/> 同乗()	
旅行 期 間	〇年〇月〇日から 年 月 日まで					通信費負担有 駐車場利用有 宿泊料負担有	
結果 又は 状 況	下記の場合、実測の距離を記入してください。 ①学校と同一用務地内の出張 ②自宅と同一用務地内の出張で、直行かつ直帰する場合					旅行者 の印	

旅費が別途支給される場合はチェックしてください。

通信費等の負担があれば旅行雑費が支給されます。(自己申告)
通信費等とは・・・
①業務連絡のために私用携帯電話・公衆電話を使用した場合・・・自己申告
②急きょ有料駐車場を利用した場合・・・領収書提出

必要な事項を
記入してください。

①宿泊料の負担があれば、領収書等を提出してください。
②宿泊指定がある場合は内容がわかる文書を提出してください。

県外出張等に行った場合は領収書等を提出してください。

県外でのタクシー利用
利用条件を満たす場合に限り支給されます。
(日付、利用人数、利用区間、金額が記入された領収書が必要)
※旅行雑費を超える部分しか支給されません。

